

平成 24 年度入試法律専門科目試験 出題の意図

公法 出題の意図

問題 1

本問は、参議院議員選挙議員定数不均衡訴訟における最高裁初の違憲判決を題材としている。

(1)は、参議院の特殊性、参議院議員選挙制度の特徴などについての基本的な知識を問うものである。

(2)の問題では、学説の対立の背景には二院制のあり方そのものに対する見解の相違があることを理解する必要があり、そこから論理立てて選挙制度や投票価値の平等の扱いについての衆議院との差異を説明しなければならない。民主主義についての理解と体系的な思考力を問うのが出題の意図である。

問題 2

本問は、行政手続法の規律内容についての理解と、手続的瑕疵が処分の取消事由となるかという代表的論点をめぐる知識とその運用能力を問う問題である。素材としては、最判平成 23 年 6 月 7 日（作問の時点では判例集未掲載）をモデルにしている。

問 1 は行政手続法 12 条についての教科書的説明が書かれていればよい。申請に対する処分の場合（5 条）との違いに留意してほしい。

問 2 は、理由の提示の趣旨、要求される理由の内容、および理由の提示の瑕疵の効果に関する判例理論についての知識を問うものである。これも標準的な教科書にはすべて記述があるものである。

問 3 は、問 2 に引き続き、処分理由に処分基準の適用関係を示す必要があるかどうか、また、それを欠いていたことは処分の取消事由となるか、という問題を扱っている。理由の提示の趣旨については、不服申立ての便宜ということがいわれるが、そのことの意義を具体的なケースに即して考えて、結論を導いてほしい。

私法 出題の意図

問題 1

本問は、解除により相手方ないし相手方からの譲受人にどのような請求ができるかの問題である。停止条件付の解除は有効か。解除の効果をどのように考えるのか。解除前の第三者と解除後の第三者で、第三者が悪意であっても保護されるのか。その場合、解除権者と第三者の登記との関係をどのように考えるのかを問う問題である。その論述により、民

法上の重要な問題に関する基本的知識の習得度および論理的思考能力が試されることになる。

問題 2

本問は、株主代表訴訟で追及できる取締役の責任の範囲および取締役・会社間の取引と取締役の任務懈怠責任との関係について問うものである。その論述により、会社法上の重要な問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力が試されることになる。

刑法 出題の意図

ある者が自らの暴行により相手方の攻撃を招き、この攻撃に対する反撃として行った傷害行為につき、これはいわば自招侵害の事例といえるから、正当防衛の成否が問題となる。